竹富南航路（竹富島南側航路の区域を除く。）	三メートル

表（備考）第二号⑷を次のように改める。

⑷　若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から三六度一、六七〇メートルの地点

表（備考）第三号を第四号とし、第二号⑸中「北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒」を削り、同号を第三号とし、第一号の次に次のように加える。

二　関門航路において「六連島東側航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑿に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

⑴　六連島三角点（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒）から四〇度四五分二、八九〇メートルの地点

⑵　六連島三角点から七四度一、九七〇メートルの地点

⑶　六連島三角点から一一九度一、八二〇メートルの地点

⑷　若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から五一度二、二八〇メートルの地点

⑸　若松洞海湾口防波堤灯台から七〇度一五分一、八八〇メートルの地点

⑹　六連島三角点から二一一度一五分二、一〇〇メートルの地点

⑺　六連島三角点から二一〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点

⑻　六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点

⑼　六連島三角点から一七七度四五分一、八六〇メートルの地点

⑽　六連島三角点から一二六度三〇分一、〇八〇メートルの地点

⑾　六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点

⑿　六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点

表（備考）に次の一号を加える。

五　竹富南航路において「竹富島南側航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑷に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

⑴　竹富三角点（北緯二四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒）から一〇八度三〇分二、九二六メートルの地点

⑵　竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点

⑶　竹富三角点から一六七度三〇分二、六七四メートルの地点

⑷　竹富三角点から一六八度三〇分二、五六〇メートルの地点

○国土交通省告示第七百六十六号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件（平成二十年国土交通省告示第八百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

表木造建築士定期講習の項の次に次のように加える。

構造設計一級建築士定期講習	一　構造関係規定に関する科目	三時間
	イ　構造関係規定その他構造設計一級建築士の業務に関係する法令の規定の最近の改正内容等	
	ロ　最近の構造関係規定への不適合事例及び当該事例を構造関係規定に適合させるための方法等	

	二　構造設計に関する科目	二時間
	イ　最近の研究成果、技術開発の動向、事故事例、災害事例等を踏まえた構造設計方法等	
	ロ　その他構造設計に関し必要な事項	
設備設計一級建築士定期講習	一　設備関係規定に関する科目	三時間
	イ　設備関係規定その他設備設計一級建築士の業務に関係する法令の規定の最近の改正内容等	
	ロ　最近の設備関係規定への不適合事例及び当該事例を設備関係規定に適合させるための方法等	
	二　設備設計に関する科目	二時間
	イ　最近の研究成果、技術開発の動向、事故事例、災害事例等を踏まえた設備設計方法等	
	ロ　その他設備設計に関し必要な事項	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるたてもの株式会社について、次のとおり保険等の業務の一部休止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

住宅瑕疵担保責任保険法人の名称	休止する保険等の業務	休止の期間
たてもの株式会社	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第一号及び第二号の保険契約の申込みの受付	平成二十三年七月十一日から同年八月三十一日まで

○関東地方整備局告示第三百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三⑴　評価員の氏名の変更

⑵	変更前	五井　章
	変更後	—
	変更年月日	平成二十三年六月三十日